

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(2020～2024)(素案)の概要

計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画。教育・保育の提供体制の確保に関する事項等を定める。

1 区域の設定

(1) 設定区域の趣旨

区域は、教育・保育の「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」及び「実施時期」を定める単位とする。

(2) 設定区域の内容 県が定める区域は、市町村単位を1区域とし、全33区域とする。

(3) 設定区域の状況(区域名) 区域名は、各市町村名を設定する。

2 各年度の量の見込みと提供体制、実施時期

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

年度		R2	R3	R4	R5	R6
2号・3号の量の見込み【保育】(A)		33,679人	33,089人	32,549人	32,019人	31,620人
2号・3号の確保の内容【保育】	特定・教育保育施設、地域型保育事業	33,188人	33,356人	33,387人	33,440人	33,462人
	認可外保育施設(市町村が支援を行うもの)	368人	368人	368人	368人	368人
	その他(預かり保育を行う幼稚園、企業主導型保育事業)	293人	293人	293人	293人	293人
	合計(B)	33,849人	34,017人	34,048人	34,101人	34,123人
差引(B-A)		170人	928人	1,499人	2,082人	2,503人

3 認定こども園の普及

(1) 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R2～R6のいずれか	合計
目標設置数(県全体)	19か所	9か所	2か所	1か所	0か所	10か所	41か所

(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じ、認定こども園を普及、設置を促進する。

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

幼稚園教諭と保育士の合同研修の充実に努める。

(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し子どもの健やかな発達を保障する。

教育・保育及び市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児事業等)の量的拡充と質的改善を推進する。

幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育センターの体制整備等に向けて関係機関が連携する。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域の子育て支援の中核として、地域型保育事業等を支援する。小学校教育との連携・接続へ配慮、放課後児童クラブの円滑な利用に向けて相互に連携する。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

県は、市町村が実施する特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等を支援する。

5 実施者・従事者の確保及び資質向上

(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

保育士・保育所支援センターや保育士修学資金貸付等により保育士を確保、保育教諭の免許・資格の取得を促進する。

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭・保育士	6,860人	6,970人	7,008人	7,042人	7,145人

(3) 資質の向上のために講ずる措置

特定教育・保育施設に従事する者や放課後児童クラブの従事者等のための研修を実施する。

6 専門的な知識・技術を要する支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、市町村の児童家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化への支援、児童相談所の体制・専門性強化、関係機関との連携に努め、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等、切れ目ない支援体制の充実にに向けた取組を推進する。

(2) 社会的養護体制の充実

「社会的養育推進計画」に基づき、子どもの権利擁護、里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化や高機能化及び多機能化、施設等から円滑に自立するための社会的養育自立支援等の取組を推進する。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、相談機能や就業支援対策の充実、子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実等、市町村等の関係機関と連携してひとり親家庭の自立支援を推進する。

(4) 子どもの貧困対策の推進

「子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援、被災児童等に対する支援を、市町村等の関係機関と連携して、総合的に推進する。

(5) 障がい児施策の充実等

「岩手県障がい児福祉計画」に基づき、障がいの早期発見・早期支援に向けた関係機関の連携や相談支援の提供体制の確保、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実等を図る。

7 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

市町村は、区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合には、関係市町村と調整する。

県は、当該市町村間の調整が整わない等必要な場合、広域的な見地から調整を行う。

8 教育・保育情報の公表

県は、法人や特定教育・保育施設の基本情報について県ホームページを通じて公表する。

9 職業生活と家庭生活の両立

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 各種セミナーの開催等による「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の普及啓発を行う。

イ 企業の育児休暇や子どもの看護休暇の取得等の取組を促進、企業の表彰、認証等を実施する。

ウ 雇用・労働環境の改善に係る産業関係団体への要望活動、各種助成制度等の普及啓発を行う。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育所の運営費の一部負担、適正な保育の実施に向けた指導、施設整備の支援、認定こども園への移行支援、地域型保育事業の活用の促進、保育士の確保に取り組む。

放課後児童クラブを始めとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実に図る。

10 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

11 計画の点検及び評価

県は、各年度において、施策の実施状況について点検、評価し、その結果を公表する。

評価は、「いわて県民計画(2019～2028)」政策推進プランで設定している指標により実施する。